

議事日程(第5号)

令和2年3月23日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第7号 権利の放棄について
- 日程第2 議案第8号 土地改良事業計画の変更について
- 日程第3 議案第9号 町道路線の認定について
- 日程第4 議案第10号 高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第11号 高鍋町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第12号 高鍋町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第13号 高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第8 議案第14号 高鍋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第9 議案第15号 高鍋町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第16号 高鍋町美術館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について
- 日程第11 議案第17号 高鍋町男女共同参画推進条例の制定について
- 日程第12 議案第18号 高鍋町附属機関設置条例の一部改正について
- 日程第13 議案第19号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第20号 令和2年度高鍋町一般会計予算
- 日程第15 議案第21号 令和2年度高鍋町国民健康保険特別会計予算
- 日程第16 議案第22号 令和2年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第17 議案第23号 令和2年度高鍋町下水道事業特別会計予算
- 日程第18 議案第24号 令和2年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算
- 日程第19 議案第25号 令和2年度高鍋町介護保険特別会計予算
- 日程第20 議案第26号 令和2年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算
- 日程第21 議案第27号 令和2年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算
- 日程第22 議案第28号 令和2年度高鍋町工業用地造成事業特別会計予算
- 日程第23 議案第29号 令和2年度高鍋町水道事業会計予算

- 追加1 日程第1 議案第30号 令和元年度高鍋町一般会計補正予算（第10号）
- 追加1 日程第2 議案第31号 令和元年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 追加1 日程第3 発議第1号 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策事業の期間延長を求める意見書
- 追加1 日程第4 発議第2号 新型コロナウイルス感染症対策の強化等を求める意見書
- 日程第24 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第25 閉会中における議会運営委員会活動について
- 日程第26 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第7号 権利の放棄について
- 日程第2 議案第8号 土地改良事業計画の変更について
- 日程第3 議案第9号 町道路線の認定について
- 日程第4 議案第10号 高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第11号 高鍋町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第12号 高鍋町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第13号 高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第8 議案第14号 高鍋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第9 議案第15号 高鍋町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第16号 高鍋町美術館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について
- 日程第11 議案第17号 高鍋町男女共同参画推進条例の制定について
- 日程第12 議案第18号 高鍋町附属機関設置条例の一部改正について
- 日程第13 議案第19号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第20号 令和2年度高鍋町一般会計予算
- 日程第15 議案第21号 令和2年度高鍋町国民健康保険特別会計予算
- 日程第16 議案第22号 令和2年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第17 議案第23号 令和2年度高鍋町下水道事業特別会計予算
- 日程第18 議案第24号 令和2年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算

- 日程第19 議案第25号 令和2年度高鍋町介護保険特別会計予算
 日程第20 議案第26号 令和2年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算
 日程第21 議案第27号 令和2年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算
 日程第22 議案第28号 令和2年度高鍋町工業用地造成事業特別会計予算
 日程第23 議案第29号 令和2年度高鍋町水道事業会計予算
 追加1 日程第1 議案第30号 令和元年度高鍋町一般会計補正予算（第10号）
 追加1 日程第2 議案第31号 令和元年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
 追加1 日程第3 発議第1号 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策事業の期間延長を求める意見書
 追加1 日程第4 発議第2号 新型コロナウイルス感染症対策の強化等を求める意見書
 日程第24 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
 日程第25 閉会中における議会運営委員会活動について
 日程第26 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

出席議員（14名）

1番 田中 義基君	2番 永友 良和君
3番 八代 輝幸君	5番 松岡 信博君
6番 後藤 正弘君	7番 黒木 博行君
8番 黒木 正建君	10番 古川 誠君
11番 中村 末子君	12番 春成 勇君
13番 日高 正則君	14番 杉尾 浩一君
15番 緒方 直樹君	16番 青木 善明君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 川野 和成君 事務局長補佐 岩佐 康司君
 議事調査係長 橋本 由香君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 黒木 敏之君 副町長 …………… 児玉 洋一君
 教育長 …………… 川上 浩君 代表監査委員 …………… 黒木 輝幸君
 総務課長兼選挙管理委員会事務局長 …………… 河野 辰己君

財政経営課長	……………	徳永 恵子君	建設管理課長	……………	恵利 弘一君
農業政策課長	……………	横山 英二君	農業委員会事務局長	…	飯干 雄司君
地域政策課長	……………	渡部 忠士君			
会計管理者兼会計課長	……………				鳥井 和昭君
町民生活課長	……………	山下 美穂君	健康保険課長	……………	宮越 信義君
福祉課長	……………	中里 祐二君	税務課長	……………	杉 英樹君
上下水道課長	……………	吉田 聖彦君	教育総務課長	……………	野中 康弘君
社会教育課長	……………	稲井 義人君			

午前10時00分開議

○議長（青木 善明） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、永友良和議員。

○議会運営委員会委員長（永友 良和君） おはようございます。

今高鍋町議会定例会に提案されました案件は、令和元年度高鍋町一般会計補正予算及び特別会計補正予算並びに令和2年度高鍋町一般会計予算及び特別会計予算など、全部で31件であります。

付託されました全ての案件につきましては、それぞれの委員会で審査を終え、本日、委員長の報告を待つところではありますが、先日3月19日、新たに4つの案件が提案されましたので、3月19日午後3時より第3会議室において、議会運営委員全員、議長、副議長はオブザーバーとして出席、執行部より副町長及び関係課長2名の3名、日程説明のため議会事務局長と補佐の2名が出席しまして、議会運営委員会を開催しましたので御報告いたします。

初めに、議案第30号令和元年度高鍋町一般会計補正予算（第10号）及び議案第31号令和元年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について執行部より説明を受け、特に意見はなく、次に、発議第1号防災・減災国土強靱化のための3カ年緊急対策事業の期間延長を求める意見書と、発議第2号新型コロナウイルス感染症対策の強化等を求める意見書について、意見を求めましたが意見はなく、その後、議会事務局長の日程説明のとおり、本日の日程に4つの案件を追加することで、委員全員の意見の一致を見ましたので御報告いたします。

○議長（青木 善明） 本日の議事日程につきましては、只今報告がありましたとおり、お手元にお配りしました追加1の4件を追加提案し、日程第23の次に追加したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 異議なしと認めます。したがって、追加1を日程第23の次に追加し、議事を進めます。

日程第 1. 議案第 7 号

日程第 2. 議案第 8 号

日程第 3. 議案第 9 号

日程第 4. 議案第 10 号

日程第 5. 議案第 11 号

日程第 6. 議案第 12 号

日程第 7. 議案第 13 号

日程第 8. 議案第 14 号

日程第 9. 議案第 15 号

日程第 10. 議案第 16 号

日程第 11. 議案第 17 号

日程第 12. 議案第 18 号

日程第 13. 議案第 19 号

○議長（青木 善明） 日程第 1、議案第 7 号権利の放棄についてから日程第 13、議案第 19 号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてまで、以上 13 件を一括議題といたします。

本 13 件は所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員会委員長の議案審査結果報告を求めます。

まず、総務産業建設常任委員長の報告を求めます。委員長、松岡信博議員。

○総務産業建設常任委員会委員長（松岡 信博君） 5 番、松岡信博。おはようございます。

それでは、総務産業建設常任委員会の審査報告をさせていただきます。

令和 2 年第 1 回定例会において、総務産業建設常任委員会に付託されました案件は、議案第 7 号権利の放棄について、議案第 8 号土地改良事業計画の変更について、議案第 9 号町道路線の認定について、議案第 10 号高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第 15 号高鍋町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第 17 号高鍋町男女共同参画推進条例の制定について、議案第 18 号高鍋町附属機関設置条例の一部改正について、議案第 19 号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

委員会は、3 月 6 日と 9 日の 2 日間、第 1 委員会室において、欠席届が出された杉尾議員を除く委員 6 名が出席し、関係課長及び職員の出席を求め、付託されました議案の説明を受け、審査を行いました。

なお、特徴的な部分だけの報告とし、割愛する部分もありますので御了承ください。

それでは、議案順に報告いたします。

議案第 7 号権利の放棄について、農業政策課の審査を行いました。この議案の説明については、議員全員協議会において行われていたので省略し、質疑から入りました。

まず、委員より内容の確認の質疑がありました。高鍋町の 7,442 万 9,633 円の債

権放棄は、昭和47年から事業が始まり、3,570ヘクタールの計画で貯水場から水を引いたが、2,500ヘクタールしかできなかった。そのため、1,482ヘクタールが未施工地区となり、その負担金がもらえなくなった。それで貸付金の返済ができないので、県と関係の市や町が一ツ瀬川土地改良事業団に受益割合において貸し付けを行った。しかし、今後その返済が難しいので、債権の権利を放棄するという意味かの問いに、今回の更新事業は、受益面積を実際水を使っている耕作者だけでやらないと、申請自体が難しい事態になった。そうすると、未施工地区と呼んでいたところが計画外の農地になるので、未施工地区が受益地になったときにもらう受益者負担金で借りている資金を返すという条件が成り立たなくなってしまう。しかも、未施工地区に対しては昔から覚書のようなものがあり、持ち主が工事を同意しなければ工事をしてはならないという約束があったので、行政から推進できないという事情もあった。しかし、現在、畑かんの管の老朽化は進んでおり、このタイミングで更新事業をやらないと、将来皆が困ることになるとの答弁でありました。

委員より、この貸付金を清算しないと更新事業はできないのかの問いに、清算しないとおかしな話になってしまうとの答弁でありました。

委員より、県は立替金の放棄はするのかなの問いに、県は放棄できない。立替金は債権ではない。債権であれば、財産に関する調書に記載される。当時、町が貸し付けで、県が立替金になった理由はわからないとの答弁でありました。

委員より、未施工地区は区域外になるのかなの問いに、今現在は、未施工地区で水が引けるところは、耕作者の考えが変わり、水が欲しい人は加入している。県営事業の償還も終わる時期に来ている。特別負担金でなく、使用料という形で既存の方と差が出ないようなやり方を土地改良区は行っているとの答弁でありました。

委員より、受益農家、組合員は何戸ほどあるのかなの問いに、926戸の農家であるとの資料の提出がありました。

委員より、貸し付けた債権には保証人がついていると聞いているかの問いに、法的手段をとった場合にどうなるのか、土地改良区も弁護士に相談し、こちらも弁護士に相談してみたが、裁判をしてみないとわからないという見解である。そうすると、時間もかかるし、更新事業に着手することが不可能になるので、その場合、一番損をするのは耕作者の農家になるとの答弁でありました。

委員より、更新事業はどのようなことをするのかの問いに、古くなった施設をやり替えることであるとの答弁でありました。

委員より、その事業予算はどうなるのかなの問いに、国営事業の場合は、国・県・地元負担という形になるが、そこでいう地元負担とは、自治体と農家を合わせてのこと。国営事業においては、地元負担はほとんど自治体が負担している。しかし、地元負担を少なくしていくのが課題である。今後、県に働きかけて、県の負担を大きくしてもらおう交渉が必要になってくるとの答弁でありました。

委員より、高鍋町の財産である債務を放棄すべきか、農家を救済すべきか悩むところであるがの問いに、債権の返済は難しい。2年かけて協議を行い、1市3町の市長・町長が今回決断を下し、債権放棄の提案を行ったとの答弁でありました。

委員より、今後の更新事業が高鍋町のどれぐらいの負担になるのか。本当に農家が水を必要としているのかの問いに、既存の東原調整池や平原揚水機場の送水路など、その基幹となる施設を今回国営で整備することになる。末端の整備になると県営事業になるので、これから先のことになる。水は必要とされている。水田の水が堀の内地区まで行っていると答弁がありました。

委員より、高鍋町の負担が大きくなることを心配するがの問いに、高鍋町は農業への投資と考えるべき。高鍋町だけではなく、新富町、木城町、西都市を含めた一ツ瀬の台地は、宮崎県の中でも優良な農地として重要に扱われている。今後も維持発展させるためには、更新事業は必要と考えるとの答弁でありました。

質疑が終わり、まとめに入り、討論を求めましたが討論はなく、議案第7号権利の放棄については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号土地改良事業計画の変更について、農業政策課より引き続き説明を受けました。

今回、更新事業の対象になっている平原揚水機場は、杉安取水口から茶臼原調整池のほうに水をくみ上げるためのポンプを備える施設だが、老朽化が進んでいる。その施設は、国から施設管理の依頼を受けて、1市3町が共同で管理をしている。もともと土地改良区が管理をすべきだが、余りにも多額の管理費がかかるため、平成8年に基幹水利施設管理事業という新しい制度ができ、その制度で補助を受けながら、それぞれの市や町が土地改良法に基づき、土地改良事業として管理事業をやっている。実際の管理事業は、西都市にお願いしてある。この基幹水の計画をつくっているが、今までの計画よりも面積が変わるので、それにあわせて計画を変更するというものである。今回の更新事業の受益面積は、当初計画の3,547ヘクタールから未施工地区を除外した2,067ヘクタールに変更されることになったとの説明がありました。

委員より、説明資料の一般計画図の杉安取水口から平原揚水機場につながる点線は何かの問いに、用水路のトンネルであるとの答弁でありました。

委員より、用水路のトンネルが瀬江川からと2つあるがの問いに、一ツ瀬川の杉安側と瀬江川側からとの2つある。杉安側のほうから水をとると、勾配がないためポンプアップをしなければならないので、電気料が高つく。瀬江川からだ自然に流れてくるので、電気料がかからない。しかし、水量に問題があるとの答弁でありました。

委員より、更新事業でどれぐらいの電気料が節約できるのかの問いに、細かい試算はしていないが、ICTとAIの技術を活用して、無駄な水を流さないように調整をする。瀬江川用水路からの水量がふえれば、電気料が少なくて済むとの答弁でありました。

委員より、地元農家の負担は変わらないのかの問いに、今までと変わらないとの答弁で

ありました。

委員より、地元生産者の説明会は行うのかの問いに、同意調書をとる必要がある。そのときに事業の説明を行うとの答弁がありました。

質疑が終わり、まとめに入り、討論を求めましたが討論はなく、議案第8号土地改良事業計画の変更については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号町道路線の認定について、建設管理課より町道新規認定路線図での説明を受けました。

新規認定路線の水除下（4）線は、県道木城線から西小学校の正門前を通過して、水除地区に造成された宅地の中に抜かれた道路の部分を、高鍋町が寄附を受け、路線認定するものである。松本（5）線は、高鍋変電所近くに造成された宅地の中に抜かれた道路部分を、高鍋町が寄附を受け、路線を認定するものとの説明がありました。

委員より、造成地の中に町道を通すことによる弊害はないのかの問いに、都市計画区域内の3,000平米以下の造成行為なので、開発行為の許可は要らないが、造成する段階において道路の部分を高鍋町に寄附したいとの協議があった。条件を満たさなければ、寄附は受けないこととしている。条件としては、幅員が4メートル以上で、排水溝を設けて舗装をすることとの答弁でありました。

委員より、側溝は両側にあるのかの問いに、松本（5）線は分譲した片側に側溝があるとの答弁でありました。

委員より、この造成地は雑種地であったのかとの問いに、水除下（4）線のほとんどは田であった。松本（5）線は宅地であったとの答弁でありました。

委員より、幅員が4メートルから6メートルとあるのはどのようなことかの問いに、水除下（4）線は基本6メートルだが、既存の家があるため、4メートルとなっている。松本（5）線の幅員は基本が5メートルで、出口の隅切りが広がっているためのものとの答弁でありました。

質疑が終わり、まとめに入り、討論を求めましたが討論はなく、議案第9号町道路線の認定については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、総務課より説明を受けました。

会計年度任用職員制度が導入されることになり、非常勤講師の職名が会計年度任用講師に改められる。そして、改めて会計年度任用職員として児童生徒の問題を解決するため、家庭環境に働きかけ携わるスクールソーシャルワーカーを採用する。その会計年度任用職員の報酬を定めるものとの説明がありました。

スクールソーシャルワーカーの報酬については、宮崎県が公立学校の会計年度任用講師に支給する額となり、時間額は2,000円となる。この事業については教育総務課が行うことになっており、詳しいことは特別委員会の一般会計予算の中で説明があるとのことでした。

委員より、スクールソーシャルワーカーとは、心理相談業務に従事する心理専門家という判断でいいのかの問いに、教育委員会によると、現在の学校4校で不登校もしくはその傾向がある児童生徒が20名ほどいるとのこと。学校と家庭との間をうまくコーディネートしながら、子どもさんを学校に行かせる環境をつくるのがスクールソーシャルワーカーの目的であるとの答弁でありました。

質疑が終わり、まとめに入り、討論を求めましたが討論はなく、議案第10号高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号高鍋町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、建設管理課より条例の新旧対照表で説明を受けました。

令和2年4月1日、民法の改正の施行に伴い、条例の一部を改正するもので、現在の保証人の名称を連帯保証人に改めること。連帯保証人は無制限に何カ月分もの滞納家賃の債務を保証しなければならなかったものを、改正後は、十二月分を限度とすることを明文化し、新たに連帯保証人を設けたときと、新しく更新したときに適用されることとした。そして、現在の入居者の連帯保証人において不公平が起こらないように、4月に更新手続を行ってもらうとの説明がありました。

また、入居者の敷金は、退去するときに未納分の家賃を清算することができることを定め、未納分家賃などを敷金で清算して、余った分を還付することを定めたものであり、支払い期限後の利息は法定利率としたとの説明がありました。

委員より、保証人は1人でよかったのかの問いに、連帯保証人は基本2名であるとの答弁でありました。

委員より、今までの連帯保証人は、例えば、3年分の滞納分を保証人が払わなければならなかったのが、今度からは1年分しか払わなくていいということかの問いに、令和2年4月以降分は十二月分だけ払えばいいことになるとの答弁でありました。

委員より、家賃の徴収が難しくなるのではないかの問いに、十二月分以内に限られるので、早い段階で請求し、徴収率を上げる必要があるとの答弁でありました。

委員より、長期滞納ができないようにしたものかの問いに、今までは限度額がないことから無制限に請求できたが、制限を設けることになった。なお、町営住宅は入居者の所得によって家賃が設定されている。連帯保証人の債務の負担は、※基本家賃の十二月分であるとの答弁でありました。

委員より、町営住宅の全戸の契約更新をさせるのかの問いに、誓約書などに条例改正の意味をお知らせして、入居者と連帯保証人の全てに文書を送付し、4月の納期までに提出してもらうことにしている。提出されない方は今までどおり上限なしの債務になるとの答弁でありました。

委員より、文書はいつ送付し、対象者数は何人かの問いに、3月末から4月の初めに発送し、対象入居者戸数は約400戸なので、連帯保証人を合わせると約1,200名であ

※後段に訂正あり

るとの答弁でありました。

質疑が終わり、まとめに入り、討論を求めましたが討論はなく、議案第15号高鍋町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号高鍋町男女共同参画推進条例の制定については、まずは、男女共同参画の事業経緯について、総務課より説明がありました。

男女共同参画を21世紀の重要課題に位置づけ、男女平等の実現に向けたさまざまな取り組みが進められ、高鍋町においても平成18年3月、男女平等参画プランを作成し、取り組みを進めてきた。しかし、性別等の個性的役割分担の意識は依然として存在している状況であり、配偶者に対する暴力が社会問題化するなど、まだ多くの問題が残されているのが現状である。また、人口減少と少子高齢化の進展、雇用構造の変化など、社会情勢の変化に対応していくためには、全ての人が性別等にかかわらず、その人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が重要であると言われている。そのため、男女共同参画の基本理念を定め、必要な取り組みを町、町民、事業者、教育に携わる者が一体となって総合的かつ計画的に推進するため、条例を制定するものとの説明がありました。

委員より、具体的にはどのような成果を期待して、どのような施策ができるのかの問いに、男女共同参画推進の6つの基本理念を条例に定めることによって、町や町民、事業者、教育に携わる者の責任や位置づけが明確となり、男女差別の意識の撤廃や性別にかかわらず、お互いが尊重するために、男女共同参画推進でやらなければならないことが見えてくるとの答弁でありました。

委員より、役場内ではどのような取り組みがされるのかの問いに、男女共同参画推進条例ができたことを役場内外に周知していくことが大事であると考えたとの答弁でありました。

委員より、男女共同参画推進懇話会とあるが、男女何名で構成されているのかの問いに、地域婦人連絡協議会が女性1名、商工会議所より女性が1名、民生委員・児童委員協議会が男性1名、SSグループが男性1名、PTA連絡協議会が男性1名、社会福祉協議会が男性1名、人権擁護委員の女性1名、JA女性部の女性1名、花サボテンの会の女性が1名、自治公民館連絡協議会が男性1名、公募委員の女性が1名で、女性6名、男性5名の、合わせて11名であるとの答弁でありました。

委員より、男女共同参画懇話会は年に何回ぐらい開かれるのかの問いに、年3回程度である。今回の条例制定についても協議していただいたとの答弁でありました。

質疑が終わり、まとめに入り、討論を求めましたが討論はなく、議案第17号高鍋町男女共同参画推進条例の制定については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号高鍋町附属機関設置条例の一部改正について、引き続き総務課より説明を受けました。

昨年の令和元年12月議会で承認された高鍋町附属機関設置条例の一部改正であるという説明がありました。執行機関の附属機関委員会については、法令または条例の根拠を要することから、高鍋町男女共同参画推進懇話会を、昨年、高鍋町附属機関設置条例別表の4で定めたが、今回、高鍋町男女共同参画推進条例を定めたことにより、高鍋町附属機関設置条例から高鍋町男女共同参画推進懇話会を削除するものである。附属機関として定めていたが、条例が定められたので削除したとの説明がありました。

質疑を求めましたが質疑はなく、まとめに入り、討論を求めましたが討論はなく、議案第18号高鍋町附属機関設置条例の一部改正については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、引き続き総務課より説明を受けました。

地方自治法の一部が改正され、高鍋町監査委員条例の第3条中、地方自治法第243条の2第3項が、地方自治法第243条の2の2第3項に改めることと、高鍋町水道事業の設置等に関する条例の第6条中、地方自治法第243条の2第8項を、地方自治法第243条の2の2第8項に同法の条が繰り下がるために、関係する2つの条例を改正するという法律の改正に伴う条例の改正との説明がありました。

質疑を求めましたが質疑はなく、まとめに入り、討論を求めましたが討論はなく、議案第19号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、総務産業建設常任委員会の審査報告といたします。

○議長（青木 善明） 暫時休憩します。

午前10時28分休憩

.....

午前10時30分再開

○議長（青木 善明） 再開いたします。委員長、松岡信博議員。

○総務産業建設常任委員会委員長（松岡 信博君） 訂正をいたします。

議案第15号高鍋町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についての部分で、「委員より、長期滞納ができないようにしたものかの問いに、今までは限度額がないことから無制限に請求ができたが、制限を設けることとなった。なお、町営住宅は入居者の所得によって家賃が設定されている。連帯保証人の債務の負担は、基本家賃の十二月分である」と先ほど報告しましたが、「近傍同種家賃の十二月分である」と変更をお願いいたします。

それと、もう一点ですね。議案第9号町道路線の認定についての中に、「幅員」という文字を「はばいん」と読んだことを訂正いたします。正確には「ふくいん」でございます。訂正をよろしく願います。

○議長（青木 善明） 以上で、総務産業建設常任委員長報告を終わります。

これから、1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第7号権利の放棄について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第8号土地改良事業計画の変更について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第9号町道路線の認定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第10号高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第15号高鍋町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第17号高鍋町男女共同参画推進条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第18号高鍋町附属機関設置条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第19号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、総務産業建設常任委員長報告に対する質疑を終わります。

続いて、文教厚生常任委員長の報告を求めます。委員長、中村末子議員。

○文教厚生常任委員会委員長（中村 末子君） 11番、中村末子。おはようございます。

第1回定例会において文教厚生常任委員会に付託された案件は、議案第11号高鍋町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第12号高鍋町子

どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の一部改正について、議案第13号高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第14号高鍋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第16号高鍋町美術館の設置及び管理に関する条例等の一部改正についてです。

審査は、第4委員会室において、3月6日、9日の2日間、委員7名全員出席、担当課長ほか職員、要点筆記事務局2名参加のもと行いました。報告については、議案順で行い、特徴的な部分のみといたします。

まず、議案第11号高鍋町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、健康保険課より資料が提出され、説明が行われました。

中央公民館と持田の2施設のうち、持田地区高齢者福祉センターの運営に係る部分、主に現在利用されている部屋以外に、厨房、相談室の利用について利用料を定めるものとの説明でした。

委員より、厨房施設を借りる場合、ほかの部屋の借り賃より割高だが、その理由は何かとの質疑に、厨房は冷蔵庫、ガスなどの利用があり、割高であるとの答弁でした。

質疑は終了し、討論を求めましたが討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号高鍋町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の一部改正について、福祉課より説明がありました。

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により、支給認定に係る文言の変更であるとの説明がありました。

質疑はなく、討論を求めましたが討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、福祉課より説明がありました。

保育料の無償化に伴い、「支給認定」の文言を「教育保育給付」へと変更、副食費の徴収についての変更、地域型保育事業については連携施設の要件緩和等があるとの説明でした。

委員より、収入が低い人で、食事代を支払う支払わないという基準はどのくらいで、何名存在するののかとの質疑に、360万円くらいの収入が基準で、高鍋町には880名のうち184名の給食費徴収を行わないとのことでした。

また、委員より、その無料とした食事代については、どこが負担するののかとの質疑に、国が2分の1、残りを県と町で4分の1ずつ支払うとのことでした。

質疑は終了し、討論を求めましたが討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号高鍋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、福祉課より説明。

改正の内容は、放課後児童クラブ関係で、そこで働く指導員や補助員の要件について、教員免許は更新制度があるが、更新されていないか、失効していても支援員として認めること、また、新しく専門学校と大学の間のような学校ができているが、即戦力として働ければ認めること、5年以上放課後児童クラブなどで働いた経験があれば、町長が認めることで補助員として働けるなど、働く人の確保として要件を緩和したものであるとの説明がなされました。

委員より、年齢制限はないのかとの質疑に、ないと答弁。5年以上と説明があったが、週1日でもいいのかとの問いに、後で資料をいただき、高卒であれば2,000時間必要であるとの答弁でありました。なお、資料をいただいたところです。

質疑は終了し、討論を求めましたが討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号高鍋町美術館の設置及び管理に関する条例等の一部改正については、社会教育課より説明がありました。

美術館の利用に関して、広く利用できる施設として、今回、町内にある小・中・高に対しては観覧料を無料とすること、美術館・資料館・黒水邸の共通観覧料については廃止をするというものであるとの説明でありました。無料とする根拠は、調査した結果、県内の施設に関して、常設展は基本的に無料であるため、高鍋町でも同じく無料としたほうがよいとの結論が出たとのことでした。

委員より、それなら、なぜ農業大学校も無料としなかったのかとの質疑に、今回の条例改正でも十分でないと思っている。まだ改善の余地があり、いずれ全体的に見直すことになると思いますとの答弁がありました。

質疑は終了し、討論を求めましたが討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（青木 善明） 以上で、文教厚生常任委員長報告を終わります。

これから、1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第11号高鍋町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第12号高鍋町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第13号高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第14号高鍋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第16号高鍋町美術館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、文教厚生常任委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で、各常任委員長報告に対する質疑を全て終わります。

これから、1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第7号権利の放棄について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番、松岡信博。議案第7号権利の放棄については、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

地方自治法第240条に「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう」とあります。そして、その2項に「普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない」とあります。これは、安易に、また簡単に行政財産である債権を放棄してはならないということです。

今回の一ツ瀬川土地改良事業は申請事業なので、計画段階で反対運動が起こり、裁判となりました。その結果、賛成の受益者側と、反対した未施工地区側に分かれたものです。そのため、事業の保証人や同意した組合員には、申請者としての責任があります。この事業は、公共事業ではありません。高鍋町が貸し付けた資金は、請求しなければならないものです。事業の保証人に請求をしたり、受益者である組合員の水の利用料金を上げてでも徴収しなければならない性格のものであります。しかし、長年の間、現在に至るまで、この措置を行わなかったことは、高鍋町の怠慢と言われても仕方がありません。高鍋町の町民には、当然納税の義務が課せられています。そのための督促や強制執行が行われております。町民の中には、町税の滞納により給与を差し押さえになった人もいます。町営住宅の滞納家賃についても、保証人に請求されます。そんな税務課や建設管理課、農業政策課の担当課によって督促や強制執行の対応が違うということは、大変問題となります。高鍋町民にとっては、公共事業でもない、受益者が限られている申請事業に町民の税金を財源とした公金を貸し付け、徴収する努力もなく、高鍋町が7,400万円ほどの債権の権利を放棄することは、町民にとっては大変不公平、不平等に当たる行為と考えます。ましてや、地方

自治法第240条2項に抵触する債権の放棄については、賛成できません。

総務産業建設常任委員会の審査では、委員長の立場で賛成として報告をいたしました。一議員の個人の立場としては、反対すべきと判断いたしました。

よって、議案第7号権利の放棄については、反対といたします。

以上です。

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。議案第7号権利の放棄について、賛成の立場で討論を行います。

確かに松岡議員の討論による権利の放棄は望ましくないとは考えますけれども、私は議員になる前から、この問題については、多くの土地改良事業区域内の農家の皆さんの御意見をお伺いしております。計画概要は、上野台地でも食料基地として米の生産ができることを目的としてきました。また、反対する人はいないと判断した国・県の責任は大きいと考えます。

しかし、時代の流れとともに、米の需要は少なくなり、台地整備の意味も薄れてきました。国や県は始めた事業の見直しをせず、そのまま推移。負担が大きいことに不安を感じた農家の方は同意をしないという選択を示しました。多くの未施工地区が発生し、計画をそのまま遂行した国と県は、みずからの過ちを貸付金という形で自治体へ押しつけてまいりました。未施工地区の解消のため、安い価格で農地を手放すことを推奨してきました。その結果、一部では貸付金の解消という形で努力してきましたが、努力が実らないまま現在に至ってきたことは事実です。

また、新たな更新事業があるとのことですが、同じ過ちを繰り返すのではなく、本当に必要な事業なのか、管の劣化はどこまで進んでいるのか、きちんと示しながら、農家への負担割合についても示しながら、同意取得をする必要があります。ただなら事業をしてもいいよとなりますが、町負担が大きくなれば、町民へのしわ寄せも大きくなります。そこまで考えて、この権利の放棄については示されたのかは、総務産業建設常任委員会ですっきりと審査をされたことと信じております。一步前に進むために、この案件に賛成といたします。

○議長（青木 善明） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで討論を終わります。

これから、議案第7号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立多数と認めます。したがって、議案第7号権利の放棄については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号土地改良事業計画の変更について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。議案第8号土地改良事業計画の変更について、反対の立場で討論を行います。

その理由は、第7号議案でも申し上げましたけれども、農業者は今、お金を出してでも更新事業をしてほしいと本当に願っているのでしょうか。農業後継者も少なくなり、農業経営はどのようにしたら利益の出る事業となるのか、模索し苦しんでいます。6次産業化も先行きが見えず、このままで遂行すれば、新たな負担を今度は町民がすることになります。それでなくても、扶助費の増、貧困世帯の増加などによる地方自治体の財政は、さらに厳しい、難しい運営を余儀なくされることでしょうか。面積を減らし、そのことで解決策には至りません。できれば農家の率直な意見が聞きたい。また、なぜ更新事業が必要なのか、データなどにより管の劣化状況及び解決策、どのくらいの金額が必要となるのか、しっかりと示す必要があると思います。そのことについては後日と言われるかもしれませんが、それは違います。その理由は、民間であれば、当然そこから生まれる利益率なども計算し、本来ならクラウド方式などによる投資者を募り、投資者からゴーサインができれば、事業が成立するという運びになると考えます。私は、権利の放棄には賛成でした。準備は整いましたので、これからは町長の責任において、十分なデータと資金調達の方法を考えていただきたいと思います。町長は、よく民間に託すべきは民間にという立場でしょうが、観光協会はどうでしょうか。温泉はどうでしょうか。社会福祉協議会はどうでしょうか。キャリア教育は、商工会議所に委託している状況です。町長は経営者としての手腕を磨き、生え抜きという意味では、地元で育ち、町長となられ、町の経営を主導されている立場です。自治体は、その仕事の内容からして、儲かる、儲ける仕事ではありませんが、その中でも、税務課では公平・公正な立場で課税し、収納率向上に頑張っています。他の課でも自分たちに課せられた健康や生活、福祉など憲法に定めた住民が享受できるよう、日々努力していることは、この30年間でつぶさに見てまいりました。だからこそお願いします。民間へお願いされるときは、高鍋町からの持ち出しはなしということにさせていただきませんか。それができれば、私は町長の思いに応えられる可能性はあると思います。町長に付度することは、たやすいです。しかし、私は住民代表として、その信念を曲げるわけにはまいりません。だからこそ、この案件には反対をしていきたいと思います。

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第8号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立多数と認めます。したがって、議案第8号土地改良事業計画の変更については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号町道路線の認定について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第9号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第9号町道路線の認定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第10号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第10号高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号高鍋町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第11号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第11号高鍋町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決され

ました。

次に、議案第12号高鍋町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第12号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第12号高鍋町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第13号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第13号高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号高鍋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第14号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第14号高鍋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号高鍋町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第15号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第15号高鍋町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号高鍋町美術館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第16号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第16号高鍋町美術館の設置及び管理に関する条例等の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号高鍋町男女共同参画推進条例の制定について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第17号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決

です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第17号高鍋町男女共同参画推進条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号高鍋町附属機関設置条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第18号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第18号高鍋町附属機関設置条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第19号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第19号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。11時10分より再開いたします。

午前11時01分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（青木 善明） 再開いたします。

日程第14. 議案第20号

○議長（青木 善明） 日程第14、議案第20号令和2年度高鍋町一般会計予算を議題といたします。

本件は、一般会計予算審査特別委員会に付託されておりましたので、特別委員会委員長の議案審査結果報告を求めます。委員長、緒方直樹議員。

○一般会計予算審査特別委員会委員長（緒方 直樹君） 令和2年第1回高鍋町議会定例会において、一般会計予算審査特別委員会に付託されました議案は、議案第20号令和2年度高鍋町一般会計予算の1件であります。

特別委員会における審査の経過及び結果について御報告いたします。

審査の日程は3月10日から16日の5日間、審査は第3会議室にて行い、議長を除く委員出席のもとに、執行当局に關係課長、各担当職員の出席を求め、本案に対する詳細説明を求め、慎重審議を行っております。

なお、10日、11日は1名欠席の12名の委員出席での審査、12から16日の間におきましては13名委員出席での審査となっております。

初めに、財政経営課です。令和2年度一般会計予算歳入の性質別構成比と歳出の目的別構成比及び性質別構成比の全体的な説明、そして予算増額となった主な要因の説明、防衛施設周辺道路改修等事業の継続費設定の説明を受けた後、財政経営課關係部分の説明を受け、質疑に入っております。

委員より、臨時財政対策債が発行された理由はとの質疑に、国の地方交付税特別会計の財源不足により、地方交付税として交付すべき財源が不足した場合に、2分の1を地方公共団体みずからに地方債を発行させる制度である。なお、償還に要する費用は、後年度の地方交付税で措置されるとの答弁。

委員より、予備費が総務課から移管した理由はとの質疑に、予期しなかった予算外の支出が生じたときに速やかに把握しておく必要があるとの答弁。

委員より、3施設以外の新たな施設に対してもネーミングライツを行うべきではとの質疑に、施設の担当課と協議し進めていきたいとの答弁。なお、ネーミングライツされている施設のうち、2施設が令和2年6月に契約期間が終了となるため、継続依頼を行うとのことであります。

次に、地域政策課です。主な事業について、文書広報費では高鍋町の広報PRにかかわる経費、これは、高鍋町ホームページの運用管理、広報たかなべやお知らせたかなべの発行、テレビ、ラジオによる広報番組、放送事業等に関する事業の説明、企画費では地域おこし協力隊、外部団体との包括連携協定に基づく協力業務、移住定住関連の事業などの説明を受けております。

また、そのほか新規事業では、移住定住サイト作成業務委託、これは町のホームページ内でコンテンツごとにばらばらであったため、移住定住に関する情報に加え、空き家バンク、空き店舗バンク、求人サイト、町の紹介動画等を一元的に提供できるように行いたいとの説明を受け、質疑に入っております。

委員より、商工振興に係る補助事業について、新規事業の告知方法はどのようにするのかとの質疑に、お知らせしたかなべ、高鍋商工会議所、町外で行われる創業支援セミナーなど、町内外で案内、周知を行いたいとの答弁。

委員より、移住定住促進事業支援事業では、高鍋町独自の仕掛けを行うのかとの質疑に、県主催での説明を行うが、町としては高鍋町ホームページでPRしていくとの答弁。

さらに委員より、いつ、どこでも移住定住の相談がされてもいいように、全職員に移住定住に関する共通認識を構築してもらいたいとの要望がありました。次に、委員より、地域交通機関運行維持対策について、年々赤字がふえているが、今後の対応はとの質疑に、近年、乗車数が減ってきていたため、調査を行っている。調査によると、小中高生が利用者の多くを占めており、一般の方はほぼ利用がないという利用状況にある。このままでは補助対象となくなること考えられるため、現在、宮崎交通及び周辺自治体と協議、また担当課で検討しているとの答弁でありました。

次に、農業政策課です。歳入では、農業次世代人材投資資金、これは継続対象者が6経営体から4経営体になったための減。

次に、多面的機能支払交付金、これは事業内容拡充による増、そのほかには、新規事業で中尾地区災害対策工事測量業務の説明など。

次に、歳出では、農政企画費では農業経営支援、担い手育成の確保、農村振興、親元就農支援など農振法に基づく農用地管理などに関する予算計上。

また、有機農業推進においての地域おこし協力隊1名を雇用するなどそのほかの説明を受け、質疑に入っております。

委員より、地域おこし協力隊の応募はあったのかとの質疑に、現在2名の応募があり、そのうち1名が有機栽培に詳しい方なので、そちらにお願いしたいとの答弁。

次に、委員より、野生鳥獣被害防止対策についてのわなの資格の補助を町単独でできないのかとの質疑に、資格の補助はないが、捕獲したほど補助している。なお、1頭当たり2,000円の補助があるとの答弁でありました。

次に、委員より、農産物加工食品を開発する団体もしくは個人が受けてもらえる予定はあるのかとの質疑に、予定は特にないが、今後、地域政策課と協議していきたいとの答弁がありました。

次に、税務課です。歳入では、主に、前年度指摘を踏まえ、伸び率や平均収納率を掛け合わせ、予算計上している。

また、国有資産等所在市町村交付金では、県が3年に一度の建物の見直しを行ったことによる増、そのほか自動車取得税廃止により、令和1年10月から制度開始された環境性能割等の説明。

歳出では、会計年度任用職員制開始による報酬の増及び賃金の減、また、税制改正に伴うプログラム修正委託による増などの説明を受け、質疑に入っております。

委員より、土地の評価が下落傾向とあるがとの質疑に、地域ごとに違いがあるが、土地

は路線価で見た場合、1.6%の減となっているとの答弁。委員より、建物についてはとの質疑に、90棟ほど建築されており、1.2%の増を見込んでいるとの答弁。

委員より、空き家対策を実施することで固定資産税はどうなるのかとの質疑に、町が特定空き家と判断した場合に土地の税負担軽減が外れると、固定資産税が上がる場合があるとの答弁でありました。

次に、農業委員会です。主なものは、機構集積支援事業補助、これは農地台帳の整備等の農地法に基づく事務適正実施及び農地の有効利用を図るための活動に要する経費、そのほか農地利用最適化交付金、農業者年金受託事業等の説明を受け、質疑に入っております。

委員より、パート職員から正規職員にした理由はとの質疑に、窓口対応において、農地の相談時には経営状況等細かいところまで聞いてからの手続になることも多く、正規職員が対応することが適当である。パートは長くても1年で交代する。専門知識を要する農用地の相談を受けるには、正規職員であれば勤続年数も長くなることから、専門知識を得やすくなることもあり、今回、正規職員としたとの答弁。

次に、委員より、農地集積の実績はとの質疑に、実績は6.8ヘクタールと少ない。今後は各地区に出向き、地区の農地の利用、活用の話などをしていき、2桁以上の農地集積を目指していきたいとの答弁でありました。

次に、町民生活課です。歳入で主なものは、戸籍手数料、証明手数料、清掃手数料。なお、し尿くみ取り手数料については、昨年からの消費税10%となったため、その分が増となっております。補助金では個人番号カード交付事業、委託金では国民年金事務取扱交付金など。

歳出では、戸籍法の一部を改正する法律に向けた戸籍情報システム改修費用の増、財政調整基金積立金による西都児湯環境整備事務組合の負担金の増、これは5年にわたって積み立てるとの説明。そのほか通知カード、個人番号カード、関連事務委任交付金、衛生費等の説明を受け、質疑に入っております。

委員より、畜犬登録に問題はないと思うが、猫についてはどうなのかとの質疑に、保健所においても猫の処分はしていないが、自分でえさをとることができない子猫や大きなけがを負っている猫については保護し、保護した猫は引き取り手を探すこととしているとの答弁。

委員より、マナー看板について、地域へ猫に関するマナーなどのお知らせは考えていないのかとの質疑に、散歩中のフンの後始末と適正なペットの飼い方などの看板を設置している。また、飼い主のマナーが悪いなどの相談にも応じ、指導を行うこととしているとの答弁。

委員より、施設管理委託の質疑に、中川原は年5回程度、小並は年2回、唐木戸は年3回草刈りと年1回の剪定をしていただいていると。なお、草刈りの連絡をもらい、その都度、確認をしているとの答弁でありました。

次に、総務課、選挙管理委員会です。主なものは、一般管理費では前年度実績等を勘案

しての予算計上。また、嘱託員が会計年度任用職員へ変更になったための増額。諸費では行政事務連絡員配布業務傷害総合保険や負担金の説明、交通安全対策費では全体的に前年度実績等を勘案し昨年度とほぼ同じ予算計上としているが、交通指導員県外視察研修がないため減額となっているとの説明を受けて、質疑に入っております。

委員より、地縁団体のメリットはどの質疑に、この制度は自治公民館に法人格を持たせることで、土地、建物の不動産を登記できることにある。現在所有する土地、建物は個人・共有名義が多いことから、相続が発生したときトラブルを生じている。その問題を解決するために地縁団体は有効であるとの答弁。

委員より、人権啓発事業について、東西小学校で人権の花運動との説明であったが、具体的な活動はどの質疑に、5月から6月にかけて、花の苗を贈呈、また、11月ごろに人権教育を行うとの答弁。

委員より、防犯灯、LED化はどうなっているのかとの質疑に、LEDは年次計画で行っており、令和4年度中には全地区への設置完了を見込んでいるとの答弁でありました。

次に、上下水道課です。合併浄化槽設置事業補助、都市下水路管理手数料等の歳入歳出の説明を受け、質疑に入っております。

委員より、合併浄化槽の基数判断基準はどの質疑に、令和元年度の基数を基準にしているとの答弁。

委員より、都市下水路整備は何路線を予定しているのかとの質疑に、どこはとは予定はしていないが、状況を確認してしゅんせつを行うとの答弁でありました。

次に、建設管理課です。主なものは道路維持費、町単独道路改良費及び社会資本総合整備交付金事業、それぞれの工事請負であります。道路維持費では舗装の傷みの激しい路線の町道の維持整備、町単独道路改良費では道路改良に係る測量設計・工事・用地買収等の事業、また、町道認定へ向けた町への名義変更に係る登記事務手数料などの説明などの説明を受け、質疑に入っております。

委員より、国道10号線の整備促進協議会の立ち上げ理由はどの質疑に、10号線の4車線化は各町要望していることで、広域で要望したほうがよいと判断し、協議会を設立することとしたとの答弁。

委員より、危険ブロックを撤去できる範囲はどの質疑に、東西小中学校から半径500メートル以内で、高さ1.4メートルの壁が対象となる。なお、範囲の中で対象となる壁はなかったとの答弁。

委員より、コンパクトなまちづくり推進協議会負担金があるが、県が構成しているのかとの質疑に、全国の市町村で構成された、現在、303団体が加入しているとの答弁がありました。

次に、社会教育課です。主なものは、公民館では特定建築物、建築設備定期検査手数料250万円の増、これは建築物検査が3年に一度、設備に関しては毎年行う法定検査で、2年度は両方受けるとの説明。

次に、図書館費の委託料では老朽化による改修のための設計委託による増、一般文化財保護費では高鍋神楽記録作成調査委員会謝金、これは民俗文化財調査事業補助金を活用との説明。そのほか埋蔵文化財活用事業、高鍋湿原費などの説明を受け、質疑に入っております。

委員より、雑入にレンタサイクルとあるがとの質疑に、お客様のニーズに応えるためと資料館の収入を考え、レンタサイクルを行うとの説明。

委員より、図書館について、監査委員の意見書でも閲覧室の狭さが指摘されているが、改善策はあるのかとの質疑に、研修室などを開放するなどして対応しているとの答弁。

委員より、高鍋湿原はどのような仕掛けを行い運営していくのか。また、観光協会との連携はとの質疑に、新型コロナのため中止となっているが、春の植物観察会、フォトコンテストなどを計画している。また、観光協会は、保護検討委員会のメンバーになっているので今後協議していきたいとの答弁でありました。

次に、教育総務課です。初めに、特徴的な3項目、スクールソーシャルワーカー配置事業、統合型校務支援システム、部活動あり方検討委員会の説明を受け、歳入歳出の説明を受けております。

先ほどの3項目以外で主なものは、姉妹都市交流事業、米沢市から訪問団、今回は児童8名、引率者が3名が高鍋町を訪問予定となっております。

次に、学校管理費では学校医に新たな耳鼻科医を委嘱することにより報酬の増、そのほか遠距離通学補助制度の見直し、高鍋東中学校プール電源改修工事、教科書採択替えに伴う教師用指導書購入等による増などの説明を受け、質疑に入っております。

委員より、準要保護の基準はとの質疑に、生活保護基準の1.1倍の収入を認定、不認定の基準としているが、教育委員会での審査においては、所得や家庭の置かれた状況等を勘案し決定しているとの答弁。

委員より、地域コーディネーターの業務内容はとの質疑に、学校と地域ボランティア間の日程、活動等の調整とコミュニティスクールの事務局として、教頭と協力しながら運営を行うことが主な業務であるとの答弁。

委員より、スクールソーシャルワーカーは課題を抱える生徒を支援するが、その具体的な内容はとの質疑に、学校からの要請に応じ家庭訪問等を通して、課題を抱える生徒が置かれた環境へ働きかけることや、保護者、教職員等の支援、相談、情報提供を行うことが主な内容であるとの答弁でありました。

次に、健康保健課です。主なものは、老人福祉費の負担金補助及び交付金では高齢者クラブ補助金の減、これは高齢者クラブ数の減と高齢者住宅改造助成事業の補助内容変更に伴う、介護保険特別会計への組み替えによるものであります。

次に、救急医療施設等運営費の負担金の増、これは宮崎市市郡医師会病院の建て替えにより、指定管理から委託事業へ変更になることに伴い、職員の正職化による経費増との説明。そのほか、不妊治療助成金、プール施設管理運營業務委託等の説明を受け、質

疑に入っております。

委員より、1次、2次の救急患者の違いで負担金が変わるのかとの質疑に、人口割と利用者数割で負担金が変わるとの答弁。

委員より、プール使用料の減とした主な理由はとの質疑に、プールの利用者数が年々減少していることから使用料を減とした。今後は、魅力ある教室を初め広報にも力をいれ、利用者数をふやしていきたいとの答弁。

次に、委員より、西都児湯医療センターが新たに建設されれば、負担金は増額となるのかとの質疑に、夜間救急に関する負担金のため変更はないとの答弁でありました。

次に、福祉課です。主なものは、成年後見人制度支援事業、これは知的障がいがある人を保護する両親が高齢になったときなど、適切な人を後見人として選び、財産管理などを任せる成年後見人制度の利用を支援するとの説明。

次に、公立保育園委託費の増、これは公定価格単価の増。

次に、避難行動要支援者管理システム、これは市町村に義務づけられている避難行動要支援者名簿の作成についてシステムを導入するものであります。そのほかにも説明を受け、質疑に入っております。

委員より、障害者自立支援給付等負担金が増だが、その要因、実態調査はとの質疑に、要因が介護給付費の増によるもの、また、毎月のデータで調査は行っているとの答弁。

委員より、民生委員・児童委員協議会の活動内容はとの質疑に、各委員は担当地区を受け持ち、相談支援を行っている。また、月1回定例会や各部会で協議、研修等を実施、そのほかにも小中学校、町の行事にも出席、参加しているとの答弁でありました。

委員より、第9地区児童用プール施設はどの程度児童が利用しているのか。また、管理運営はどう考えるのかとの質疑に、利用児童は延べ620人程度である。管理運営については連絡協議会で意見交換会を行い協議するとの答弁でありました。

次に、会計課です。収入では、県収入証紙売りさばき手数料、これは平成30年度実績を算定根拠にしております。なお、減額となった理由として、建築確認等に関する販売が大きかったが、令和2年度においては同様の売り上げが期待できないため、平成30年度の60%として計上しているとの説明。

歳出では、ふるさと納税寄附件数減による手数料の減との説明を受けております。

最後に、議会事務局です。議会費では議員報酬、手当等議会運営に関する経費の説明、監査委員費では監査委員の報酬等及び監査委員業務に関する経費の説明を受けております。

以上、質疑を打ち切り、討論なし、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、一般会計予算審査特別委員会に付託された議案について御報告いたします。

○議長（青木 善明） 以上で、委員長報告を終わります。質疑については、議長を除く全議員構成の特別委員会でありますので、省略いたします。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。議案第20号令和2年度高鍋町一般会計予算について、反対の立場で討論を行います。

町長は、企業誘致による税収効果は、年間約1億円であるとのことでした。しかし、令和2年度の税収を見ると明らかですが、予測した金額とは大違いです。まだ日が浅いからとでも言われるのでしょうか。言い訳のできない仕事を職員はしています。支払えない住民からは駆使して税金を取り立てています。ほかの市町村の方から、高鍋町はまるでサラ金会社よりすごいらしいと言われているそうです。企業を誘致すれば、税収がアップでき、働く職場ができれば移動人口が増加し、税収のアップと触れ込みは大々的に行われ、アパートや新築が数多く建設、また、造成地はできて、いつでも人口増に対応できる準備はできています。しかし、現実はどうでしょうか。アパートの入居者はいない、新築なのに空き家ではお話になりません。高鍋を評して、ロコミバブルと言われているそうです。今回の予算では、長年の悲願であった太平寺3地区の道路がようやく町道へ変更できる第一歩が示されました。とても感謝をしております。しかし、住民の皆さんが増収が期待できると企業誘致につき込んだお金を考えると、賛成してもいいのかなと葛藤したところです。職員は、町長が言えなければなりません。

朝倉市議会の方と交流会がありました。朝倉市では台風災害による大きな被害があり、議員さんの中では、工事契約が不落になり、心を痛めておられました。人がいないことにより、人件費を通常より多く見積もらないと工事発注ができない悔しい思いの中で、「基金は必要よ。潤沢に使える資金があれば、悔しい思いをしなくて済んだのに」と話されました。他人事ではない災害、そのときにこそ、真価が発揮できる日ごろからの備えです。

また、森友学園問題で自殺された赤木さんは、国家公務員は国民と契約していると遺書に残されたそうです。私たち議員も同じです。町民の声を届けることを約束し、議案をチェックする立場であります。

歳出においては、選択され予算組みされたものと私は評価しております。しかし、最初に述べたとおり、歳入部分での企業誘致における歳入不足と判断し、反対といたします。

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） 10番、議案第20号令和2年度高鍋町一般会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

令和2年度の一般会計当初予算規模につきましては、95億9,800万円、昨年比2.5%、2億5,500万円の増であります。扶助費や会計年度任用職員の報酬費の増、また、近年は財政不足を補うために財政調整基金から繰り入れを行っている状況であり、今年度も大変厳しい予算編成であったと推察をいたします。

しかし、厳しい財政状況の中にあって、新事業の実施やインフラ整備など町民生活の向上を考えた予算編成であると思っております。

また、ふるさと納税の寄附額は減少しておりますが、制度の変更により、基金への繰入金額はふえるものと思われまます。これからも自主財源をふすために積極的に取り組んでほ

しいと思います。

具体的な内容としましては、商工関係では、現在、交付を行っている補助金の組み替え、見直しや、新規としてクラウドファンディング補助金の実施などは評価できると思います。コロナウイルスの影響でスポーツキャンプのキャンセルもありましたが、来年度も引き続き来ていただけるよう、しっかりと誘致の働きかけに努めてほしいと思います。

次に、教育関係では、継続事業としてALTの増員、学校生活支援員の充実、新規事業としてスクールソーシャルワーカーの県からの派遣から町単独配置への変更は、学校との連携も密になり、問題の早期発見、早期解決や教師の精神的な支えとしての役割も期待できると思います。

このほかにも各課から説明を聞き、随所にきめ細やかな配慮と適正な予算配分が見てとれます。

よって、総合的に社会保障費、いわゆる義務的経費が毎年増加していく中でも適正な予算編成がなされたことは十分評価すべきだと思います。

これから日本は、世界が経験したことのない超高齢化社会を迎えます。このような時代を生きていくためには、これまでと同じでは必ず限界が来ます。財政負担の平準化の面からも民間にできることは民間に委ね、コスト縮減を図りつつ、引き続き町民のための多くの取り組みが行われることを期待しまして、賛成といたします。

○議長（青木 善明） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第20号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立多数と認めます。したがって、議案第20号令和2年度高鍋町一般会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15. 議案第21号

日程第16. 議案第22号

日程第17. 議案第23号

日程第18. 議案第24号

日程第19. 議案第25号

日程第20. 議案第26号

日程第21. 議案第27号

日程第22. 議案第28号

日程第23. 議案第29号

○議長（青木 善明） 日程第15、議案第21号令和2年度高鍋町国民健康保険特別会計予算から日程第23、議案第29号令和2年度高鍋町水道事業会計予算まで、以上9件を一括議題といたします。

本9件は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員会委員長の議案審査結果報告を求めます。

まず、総務産業建設常任委員長の報告を求めます。委員長、松岡信博議員。

○総務産業建設常任委員会委員長（松岡 信博君） それでは、総務産業建設常任委員会の審査報告をさせていただきます。

令和2年第1回定例会において、総務産業建設常任委員会に付託されました案件は、議案第23号令和2年度高鍋町下水道事業特別会計予算について、議案第26号令和2年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算について、議案第27号令和2年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算について、議案第28号令和2年度高鍋町工業用地造成事業特別会計予算について、議案第29号令和2年度高鍋町水道事業会計予算についてであります。

委員会は、3月6日と9日の2日間、第1委員会室において、欠席届が出された杉尾議員を除く委員6名が出席し、関係課長及び職員の出席を求め、付託されました議案の説明を受け、審査を行いました。

なお、特徴的な部分だけの報告とし、割愛する部分もありますので御了承ください。

それでは、御報告いたします。

議案第23号令和2年度高鍋町下水道事業特別会計予算について、上下水道課より説明を受けました。

歳入歳出の総額3億6,155万9,000円、前年度当初予算の2.1%の減、歳入の主なものは、2億3,433万円の一般会計繰入金と下水道使用料の1億1,000万円である。下水道使用料の500万円の増額分は、宮崎キャノンの本格稼働による使用料の見込み額との説明でした。

歳出の主なものは、償還金の地方債償還金元金1億7,726万5,000円、償還金利息は3,860万9,000円。総務費の一般管理費では、下水道使用料徴収事務委託で、下水道料を水道料と一緒に徴収している事務委託料の1,176万6,000円であるとの説明がありました。

そして、新たな費用で固定資産調査等業務委託料は、令和5年度までに公営企業会計に移行しなければならなくなったため、令和2年度より3年間をかけて、固定資産の調査や会計システムの構築などを行う、合計で3,950万円の計画であり、債務負担行為を設定するとの説明がありました。

委員より、下水道の利用率について、高鍋町民の全体人口割で何人分の利用状況かとの問いに、平成30年度の実績で6,062名分、水洗化率で84.4%であるとの答弁でありました。

委員より、キヤノン工場の稼働において、1,000人規模でふえたが、予算的にはどのような状況かとの問いに、下水道の処理能力は1日に3,800トンあり、キヤノンがふえたことで容量が2,800トンから3,000トンになったと考える。余裕はまだある。金額は下水道料が2カ月で200万円弱、年間で1,000万円程度のアップになるとの答弁でありました。

委員より、会計年度任用制度の導入により、どれくらい人件費が上がったのかとの問いに、期末手当などを含め40万円ほどであるとの答弁でありました。

委員より、固定資産調査等業務委託とは、具体的にはどのような調査かとの問いに、公営企業に移行するに当たり、下水道施設や設備の固定資産の調査や耐用年数などの資産価値、それにどこにどのような下水道管が入っているのか、下水道事業の全てを調査し、台帳化するものとの答弁でありました。

委員より、今までそのような台帳はなかったのかとの問いに、公営企業に移行するため、それに対応する明細や新たな台帳をつくらなければならないとの答弁でありました。

委員より、水道事業も公営企業だが、下水道事業も同じようになるのかとの問いに、公営企業が別なものが2つできるとの答弁でありました。

委員より、管渠布設工事の切り替えはどうなののかとの問いに、宅地造成する場合に下水道を入れなくてはならず、家が建ったとき、ますの立ち上げなど、工事のために毎年1,000万円の予算を組んでいるとの答弁でありました。

委員より、施設管理費の機械器具修繕料とはどのようなものかとの問いに、吸気排気のファンやポンプのオーバーホールを予定しているとの答弁でありました。

委員より、オーバーホールは何年かおきにするのかとの問いに、マンホールポンプ7カ所、浄化センター内のポンプが20カ所ほどあり、能力が落ちるため、随時更新する。ファンは今回初めて行うとの答弁でありました。

委員より、一般会計繰入金が前年度に比べふえているのは、どのような理由かとの問いに、昨年は宮崎キヤノン工場建設のため、歳入にキヤノン受益者負担金相当分が5,628万円あり、その分が今年度繰入金増額となっているとの答弁でありました。

質疑が終わり、まとめに入り、討論を求めましたが討論はなく、議案第23号令和2年度高鍋町下水道事業特別会計予算については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号令和2年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算について、農業政策課より説明を受けました。

歳入歳出の総額1,720万5,000円、歳入の主なものは、雑用水使用料の1,720万1,000円。

歳出の主なものは、一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計における施設管理費で、主に会計年度任用職員の人件費、施設・物品の維持管理費など、そして、一ツ瀬川土地改良施設ほか、目的使用に伴う使用料など、合わせて1,330万4,000円である。それに、一ツ瀬川雑用水管理事業における一般管理業務に要する経費、人件費などの345万1,000円

であるとの説明がありました。

委員より、徴収を行う職員は何人かの問いに、3名であるとの答弁でありました。

委員より、水道メーターは2器となっているが、何ミリかの問いに、50ミリ程度であるとの答弁でありました。

委員より、雑用水管理システムとはどのようなものかの問いに、顧客管理システムであり、雑用水はそれに連動して、口座引き落としができるようになっている。しかし、地区外送水は連動しておらず、手作業で行っている。今後、システムを改修して対応できるようにしたいとの答弁でありました。

質疑が終わり、まとめに入り、討論を求めましたが討論はなく、議案第26号令和2年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

議案第27号令和2年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算について、総務課より説明を受けました。

固定資産評価審査委員会は、西都児湯1市5町1村で構成された地方自治法に基づく行政委員会である。固定資産評価台帳に登録された価格や評価額に対する納税者からの不服を審査し決定するために、法律に基づいて設置された第三者機関であり、固定資産の価格、評価額が適正であるか否かを審査する機関である。委員は、議会の同意を得て町長が選任した3人の委員で構成されているとの説明がありました。

歳入歳出の総額40万円、歳出の審査委員会費は、固定資産課税台帳に登録された事項に関する不服審査及び決定するためのその他必要な事務的経費である。主なものは、評価審査委員の3名分の報酬17万6,000円、研修会参加に伴う費用5万円である。本年度は令和元年度負担金の返還金があり、高鍋町以外の6市町村分の9万3,000円が含まれている。

歳入は、構成市町村の負担金と繰越金であるとの説明でありました。

委員より、固定資産評価審査委員はどのような構成になっているのかの問いに、西都市1名、都農町1名、川南町1名、合計3名であるとの答弁でありました。

委員より、固定資産評価審査委員の任期はどの問いに、3年であるとの答弁でありました。

委員より、事務局は持ち回りでかわるのかの問いに、高鍋町が固定して事務局を担当しているとの答弁でありました。

委員より、事業としては限られているのかの問いに、不服申し立てがあった場合に課税評価額が適当かどうかの審査機関である。令和元年度は申し立てはなかったとの答弁でありました。

委員より、不服申し立てが多い年で最高何件あるのかの問いに、ここ最近はないが、年間2回ほどあったことがある。固定資産の評価替えを3年に一度するが、その年に多いようである。しかし、昨年も評価替えの年であったが、不服申し立てはなかったとの答弁で

ありました。

質疑が終わり、まとめに入り、討論を求めましたが討論はなく、議案第27号令和2年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号令和2年度高鍋町工業用地造成事業特別会計予算について、地域政策課より説明を受けました。

歳入歳出の総額2億4,815万2,000円、歳出の宮崎キャノン株式会社の工場の立地に伴う工業用地造成事業の公債費2億4,715万2,000円の内訳は、地方債償還金元金の県貸付金2,300万円と銀行貸付金2億2,400万円、そして償還金利息の15万2,000円であるとのことでした。

そして、歳入は、一般会計繰入金と繰越金の2億4,815万2,000円との説明がありました。

委員より、償還金の返済期日はいつまでかの問いに、県貸付金は令和10年3月まで、銀行貸付金は令和3年3月までであるとの答弁でありました。

質疑が終わり、まとめに入り、討論を求めましたが討論はなく、議案第28号令和2年度高鍋町工業用地造成事業特別会計予算については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号令和2年度高鍋町水道事業会計予算について、上下水道課より説明を受けました。

高鍋町水道事業の業務予定は、給水戸数8,987戸、年間総配水量232万7,000立米、1日総配水量6,375立米、配水量は、令和元年度の実績見込みとの説明を受けました。建設改良費は配管の布設工事などで1億3,958万6,000円を予定している。そして、営業活動にかかわる予算である収益的収支予算の水道事業収益5億4,005万円の主なものは、水道料金の収益であり、5億841万4,000円であるとの説明がありました。

支出の水道事業費用4億6,972万2,000円の主なものは、浄水施設の管理委託、そして漏水修繕にかかわる原水及び浄水費8,775万7,000円、それに漏水調査や水質検査にかかわる配水及び給水費に5,908万2,000円、ほか減価償却費や企業債利息、そして消費税であるとの説明がありました。資本的収入は配水管布設替え工事に伴い、企業債9,000万円を予定し、資本的支出3億6,150万6,000円は建設改良費1億3,958万6,000円と企業債償還金として2億1,692万円を予定しているとのことでした。

収入から支出を差し引き、不足額の2億7,150万3,000円は、当年度損益勘定留保資金などの内部留保資金で補填するとの説明がありました。

委員より、キャノン工場の営業開始において給水量がアップしたことにより、それに対して能力アップが求められるのかの問いに、計画人口を2万1,000人、1日計画配水

量を9,000トンで設定している。現在の給水人口が1万8,400人であり、キヤノンの給水量を人口割にすれば、500名程度の増加と考えられる。合わせると1万8,900人分となり、余裕があるとの答弁でありました。

委員より、町内で新築住宅やアパートが多く建っているようだが、人口はふえていない。水道事業から見て、どのような現象と見るか。それは、古いアパートから新築に移っているという現象かの問いに、人口がふえていない状況では町内での移動が考えられる。本年度の概算でアパートの部屋数でいうと、約100室を超えるほどの申請があるとの答弁でありました。

委員より、それでは、古いアパートの給水中止の申請が100件ぐらいあるのかの問いに、新築アパートが建ったからといって、すぐ満室になるとは限らないとの答弁でありました。

委員より、大規模な配管補修工事が今後あるのか。それが今回の調査でわかるのかの問いに、毎年漏水の調査を行っている。大規模な工事は今のところ予定していないとの答弁でありました。

質疑が終わり、まとめに入り、討論を求めましたが討論はなく、議案第29号令和2年度高鍋町水道事業会計予算については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、総務産業建設常任委員会の審査報告でございました。

○議長（青木 善明） 以上で、総務産業建設常任委員長報告を終わります。

これから、1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第23号令和2年度高鍋町下水道事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第26号令和2年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第27号令和2年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第28号令和2年度高鍋町工業用地造成事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第29号令和2年度高鍋町水道事業会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、総務産業建設常任委員長報告に対する質疑を終わります。

ここで、しばらく休憩したいと思います。午後1時より再開いたします。

午前11時57分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（青木 善明） 再開いたします。

続いて、文教厚生常任委員長の報告を求めます。委員長、中村末子議員。

○文教厚生常任委員会委員長（中村 末子君） こんにちは。第1回定例会において、文教厚生常任委員会に付託された案件については、一般会計からの繰出金が発生することで一般会計予算の可決後の報告となります。

文教厚生常任委員会での審査は、議案第21号令和2年度高鍋町国民健康保険特別会計予算、議案第22号令和2年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算、議案第24号令和2年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算、議案第25号令和2年度高鍋町介護保険特別会計予算の審査を第4委員会室において、3月6日、9日の2日間、委員7名全員出席、担当課長を初め、職員、要点筆記事務局2名参加のもと行いました。この4件については、全てが健康保険課所管でありますので、順に特徴的な部分について説明を行いたいと思います。

まず、議案第21号令和2年度高鍋町国民健康保険特別会計予算について、予算書と資料に基づいて説明を受けました。予算総額は昨年比で5.4%減となりました。その要因は、社会保険加入に伴い、国民健康保険加入者減となる見込みのようです。しかし、1人当たりの医療費は高度医療、高薬価に伴い上がると想定とのことでした。

国民健康保険事業の算定は、歳入で県が示す医療分、後期高齢者支援分、介護納付金特別交付金、一般会計から繰り入れる事務費等や財政安定化分、保険基盤安定、出産一時金からなります。

歳出については、総務費、県が示した普通交付金から算定された療養費諸費等、出産一時金は今年度25件見込みであるとのことでした。

なお、総務費については、会計年度任用職員制度導入に伴う人件費が増加、保険事業費では集団検診を2回から3回へふやし、特定健診になれていただくようしかけ、19歳か

ら39歳までの若年層の健診を設定、糖尿病が重症化しないよう対象者をリストアップし、医療機関の受診を勧奨し、早い段階で透析などへ進まないようにしたいとのことでした。特定健診時においても、血圧測定など、そのときにわかる範囲での保健師などの指導の初回を集団健診時に実施し、健康への意識を高める工夫をしていく計画であるとの説明でした。

委員より激変緩和のお金が出ているが、どのようになっているのかとの質疑に、納付金と差し引きになっているとの答弁でした。委員から若年層の健診が予定されているが、何名ぐらいが受診すると予想しているのかとの質疑に、600名ぐらいが若年層であるが、そのうち20%を予定しているとのことでした。質疑は終了し、討論を求めましたが、討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号令和2年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算について、歳入では広域連合が示す保険料見込み額を全額計上し、一般会計より事務費、保険基盤安定分、共通経費分、療養給付分があるが、昨年まで負担していた温泉無料保養券については、介護保険特別会計からの支出となったことにより、269万4,000円の減となったこと、特定健診に要する費用については、広域連合が負担するため、154万6,000円の増となるものであるとの説明でした。

歳出については、療養費を広域連合へ納付するが、人数が増加することにより4.9%の増となるとのことでした。

保健事業費では、特定健康診査等、国民健康保険同様に年1回から3回へと実施し、健康への意識向上に努め、療養費負担も少しでも緩和したいとのことでした。

委員より、特定健康診査事業を1回から3回へするということが、目標は何%かとの質疑に、37%を設定している。昨年度は25.3%と開きがあるが、どこまで受診勧奨できるかが鍵であるとのことでした。質疑は終了し、討論を求めましたが、討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号令和2年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算について、資料などをもとに説明が行われました。歳入では、新富町約471万円、木城町約184万円の負担金、高鍋町負担分約378万円で運営。

歳出では今まで年99回開かれていた介護認定審査会でしたが、祝日の関係で、ことしは94回を予定しているとのことでした。そのときの委員の報酬などや一般事務経費などの総務費であるとのことでした。

年に3町合計で1,700件の審査件数があるが、そのうち高鍋町は800から900件とのことでした。

委員より5回減となっているが、なぜかとの質疑に、令和2年度は火曜日と木曜日の審査日が祝日と重なるためとのことでした。質疑は終了し、討論を求めましたが、討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号令和2年度高鍋町介護保険特別会計予算について、資料なども提出

され、説明がなされました。予算総額は前年度より4.5%増の19億9,787万円、今年度が第8次老人保健福祉計画、第7期介護保険事業計画の3年目で高齢化認定率の増に伴い、介護保険事業費が増加するものと推計しているとのことでした。

歳入では65歳以上の第1号被保険者保険料、国庫支出金、40歳から64歳までの第2号被保険者の支払基金からの分、県支出金、介護給付金や事務費など地域支援事業分、保険料軽減分、基金繰り入れであるとのことでした。

歳出では、総務費、介護予防日常生活圏ニーズ調査委託費が減のため2%減、保険給付費が高齢者数増や認定者増に伴い給付費も増加するとのことでした。地域支援事業として健康寿命の延伸、要介護状態とならないような取り組みの強化を推進する介護予防事業を強めるとのことでした。また、いきいき百歳体操などは、例年どおり、引き続き地域で取り組んでいただくよう予算編成を行っているとのことでした。令和2年度から今まで要介護の認定を受けないと住宅改修などができなかったものを、介護予防の観点から、総合事業の対象者まで拡充する、温泉の無料券も人と触れ合うチャンスと捉え、年間6枚を提供すること、おむつ支給等の新規での介護予防事業を行うとの説明でした。

委員より要支援など町内で何名くらいいるのかとの質疑に、決算時は人数を記載するが、とのことでした。資料をいただいたところです。住宅費、住宅改修については、待っている人がいると思うので調査をお願いしたいとの委員からの要望もありました。質疑が終了し、討論を求めましたが、討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（青木 善明） 以上で文教厚生常任委員長報告を終わります。

これから1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第21号令和2年度高鍋町国民健康保険特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第22号令和2年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第24号令和2年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第25号令和2年度高鍋町介護保険特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、文教厚生常任委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で、各常任委員長報告に対する質疑を全て終わります。

これから1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第21号令和2年度高鍋町国民健康保険特別会計予算について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第21号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第21号令和2年度高鍋町国民健康保険特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号令和2年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第22号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第22号令和2年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号令和2年度高鍋町下水道事業特別会計予算について、これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第23号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第23号令和2年度高鍋町下水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号令和2年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算について、これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第24号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第24号令和2年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号令和2年度高鍋町介護保険特別会計予算について、これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第25号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第25号令和2年度高鍋町介護保険特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号令和2年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算について、これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第26号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第26号令和2年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号令和2年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算について、これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第27号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第27号令和2年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号令和2年度高鍋町工業用地造成事業特別会計予算について、これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第28号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第28号令和2年度高鍋町工業用地造成事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号令和2年度高鍋町水道事業会計予算について、これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第29号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第29号令和2年度高鍋町水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

追加1日程第1. 議案第30号

○議長（青木 善明） 追加1、日程第1、議案第30号令和元年度高鍋町一般会計補正予

算（第10号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 議案第30号令和元年度高鍋町一般会計補正予算（第10号）について※及び議案第31号令和元年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを一括して提案理由を申し上げます。

まず、令和元年度高鍋町一般会計補正予算（第10号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ751万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ107億5,732万5,000円とするものでございます。

今回の補正は新型コロナウイルス感染症に関する国の緊急対応策第2弾を受けて、関連予算等を編成するものでございます。

補正の内容といたしましては、歳出では後期高齢者医療特別会計繰出金及び放課後児童健全育成事業委託並びに保育環境改善等事業補助金で、歳入では国庫補助金及び基金繰入金でございます。あわせて、蚊口浜観光施設修繕事業ほか4件の繰越明許費の追加及び新型コロナウイルス感染症緊急対策貸し付け利子補給の債務負担行為の追加を行うものでございます。

○議長（青木 善明） 暫時休憩します。

午後1時20分休憩

.....

午後1時21分再開

○議長（青木 善明） 再開いたします。

暫時休憩します。

午後1時21分休憩

.....

午後1時21分再開

○議長（青木 善明） 再開いたします。町長。

○町長（黒木 敏之君） 訂正をさせていただきます。議案第30号と31号を合わせて提案しましたが、議案第30号のみの提案とさせていただきます。説明は只今読み上げました。

以上、議案第30号について、御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（青木 善明） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 財政経営課長。議案第30号令和元年度高鍋町一般会計補正予算（第10号）について詳細説明を申し上げます。

今回の補正の主な内容は、先ほど提案理由でも申し上げましたが、国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾を受けて、関連予算などを編成するものでございます。

歳出から御説明申し上げます。

予算書の10ページ、11ページをお開きください。

お手元に資料もお配りしておりますので、あわせて御確認ください。

後期高齢者医療特別会計繰出金は、後期高齢者医療広域連合納付金のうち、共通経費負担相当分が不足するため、増額をするものでございます。

児童措置費、新型コロナウイルス感染症対策費委託料、放課後児童健全育成事業委託は、小学校の臨時休業により3月2日から春休みの前日3月26日の18日間、平日において午前中から開所するための経費及び人材確保等に要する経費を補助するもので、6児童クラブ分でございます。

保育環境改善等事業補助金は、保育園での新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、市町村が感染防止用の備品や消耗品購入に係る経費を補助するもので、空気清浄機や消毒液等の購入費用でございます。

続きまして、歳入でございます。

8ページ、9ページをお開きください。

国庫補助金、地域子ども子育て支援事業費交付金及び保育環境改善等事業補助金は、先ほど歳出で御説明いたしました小学校臨時休業に係る児童クラブ及び保育園への補助金で、補助率は10分の10でございます。

財政調整基金繰入金は、今回の補正予算の調整財源といたしまして基金から一般会計へ繰り入れるものでございます。

戻りまして、4ページをごらんください。

繰越明許費の補正でございます。

蚊口浜観光施設修繕事業ほか4件につきまして、3月末での完了が困難であることが見込まれるため、明許繰越費の追加を行うものでございます。

5ページをごらんください。

新型コロナウイルス感染症緊急対策貸付利子補給でございますが、新型コロナウイルスにより事業活動に影響が生じた中小企業の資金繰りを支援するため、宮崎県中小企業融資及び小規模事業者経営改善資金融資並びに衛生環境激変対策特別貸付を利用して融資を受けた事業者に対し、利子補給を行うこととしております。補助対象者につきましては、令和2年6月1日までに借入れを行った事業者で、借入額のうち1,000万円を上限として最長3年間の利子補給を行うものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（青木 善明） 以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。5ページの債務負担行為補正のほうからちょっと説明を求めたいと思います。

この新型コロナウイルス、今説明がありましたけれども、中小企業小規模とか衛生環境に対する借入れを行った場合の利子補給とあるんですけれども、具体的に高鍋町では一

体どれぐらいの対象企業があると見ておられるのか、それとどれぐらいの規模でそういう対象となる、いわゆる、これは衛生環境というかコロナ対策で売り上げが急激に落ち込んだとかそういうことには対象になるのか、借入れの対象になるのか、そういうことも含めてちょっと説明していただけたらありがたいなというふうに思っているところでございます。

それから、福祉課のほうの説明資料があります。この説明資料について、ちょっと質疑を行っていきたいと思うんですけども、放課後児童健全育成事業委託の中の積算根拠のところ、7支援単位掛ける18日と書いてありますけれども、これは延長時間全て、時間数で書いていないというところについては、一体どういうふうな計算方式になっているのかなど。18日と見ているのは、どういうふうになっているのかなどということ、その積算根拠の積算根拠をちょっと示していただければというふうに思っております。

それから、もう一つ下のほうの2番目の、「保育所等において」というふうに書いてありますよね。これは、例えば放課後児童は入っていないのかどうかということですよ。そういう形にしていけないと、このなでしこ保育園と一真持田保育園のみにちょっとしてあると思うんですけども、ほかの放課後対策児童のところ、例えば先ほど説明があったと思うんですけども、空気清浄機などをやっぱり買いたいんだけどという申し出があった場合はそれはどうしていくのかということと、やはりどういうふうな対策を行えば万全であるというふうに考えていらっしゃるのか。また、国の基準というのはどういうふうになっているのかということをもまず1回目で聞きたいなと思っております。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。お答えいたします。

想定している事業者さんの数と事業者数というところでございますけれども、事業者数、具体的な数字について把握しているところではございませんが、ただその数につきまして、商工会議所等のほうからアンケート調査を実施しております。先週末の段階で57事業者様からの回答いただいているというところでございます。その57事業者さん、各種業種分かれておりますんですけども、ほとんどの事業者が売り上げが減少しているというところで、一番大きいボリュームのところ、大体3割から6割というところが最大のボリュームになっております。

それが売り上げのまた、売り上げ減少というところで経営に影響が出ているというところで、例えば一番顕著な例でいいますと予約のキャンセルとか、お客様の数が減少した、また発注数が減少しているとかいったところの影響が出ているという答えをいただいております。その中でまた、それによって資金繰りが苦しいという事業者さんがまた大半出てきておまして、おそらく町内の飲食店、そして宿泊業、製造業、サービス業、そういった業種にはほぼ満遍なく影響が出てきているという状況が出ているというふうに、アンケートの結果から判断させていただいているところでございます。

それと、事業の内容でございますけれども、営業がどれぐらい下がったというお話が

ございました。お手元にお配りしております資料ごらんいただきますと、大体売り上げが、今回は私どもが考えておりますのは国の制度がセーフティネット保証4号と5号、そして危機関連保証と出ておりますけれども、宮崎県のほうが同じようにセーフティネットの発動によります中小企業への融資制度を導入しております、そちらのほうにそれぞれ表の表と裏に記載させていただいておりますけれども、国のほうがセーフティネット4号、5号とかは20%という数字が出ておりますんですけども、宮崎県のほうはもう少し緩和をいたしまして、売上高が前年度月に比べまして15%以上減少しているというところが一つのポイントというふうになっております。

それと、衛生環境激変対策特別貸付のほうも、裏面のほうの対象融資制度⑤というところに書かせていただいておりますけれども、最近1カ月の売上高が前年または前年度同期と比較しまして10%以上減少しているものと、かつ今後も減少が見込まれることというところで、売り上げの減少の数値を示しているところでございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 福祉課長。先ほどの放課後児童健全育成事業委託のところのことなんですけれども、まず7つの支援単位、これは高鍋町内にございます児童クラブについては6つ、6カ所あるんですが、東小学校が2クラスございまして支援単位としては2つあるというふうなことで7支援単位ということになります。

それから、18日というところなんですけれども、こちらは小学校の臨時休業が始まりました3月の2日から春休みの前日の18日間ということになっておりまして、時間単位という部分につきましては、国の説明によりますと午前中から開所するための経費、それから午前中から開所するための人材確保に要する経費ということになっておりまして、これは8時から開所しても例えば10時から開所しても一律というふうなことで伺っております。

そして保育環境改善等事業補助金の部分なんですけれども、こちらの「保育所等」というところにつきましては、保育所、それから幼保連携型認定こども園、それから地域型保育事業所、そして認可外保育施設というふうになっておりまして、放課後児童クラブにつきましては、その前の放課後健全育成事業委託のところで開所に要する経費とか人的経費というふうなことで措置をされておりますので、この2つ目の保育環境改善等事業補助金の中の「保育所等」の中には含まれていないというふうなことでなっております。

以上でございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありますか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。

先ほどの、これをこう、私は資料をいただいてこの資料を見て、貸付利子補給補助金の御案内を見ても具体的に一体どれぐらい借りられるのか、先ほど57事業所があるということの説明されましたよね。だけどその57全部が一体どれぐらいその事業所、事業所

で借りていくことができるのかということは、例えば売り上げが15%減少したその減少した分についてのみ借りることができるのかとか、そういうことをきちんと説明していただかないと、正直な話言って、幾らでも借りていいよというふうにはならないんじゃないかなというふうにちょっと思っているんですよね。だからそのところを事業所についてもいろんなどころについても、6月1日までに借り入れを行った融資制度というふうに書いてありますよね。これちょっと早すぎるんじゃないかなと思ったのは、結局数字を持って示さないと借り入れができないということなのかどうか。そこがちょっとわかりづらいわけですよね。もっと借り入れを積極的に促していくためには、これだけ売り上げが落ちている人たちであれば、言い方悪いけどもう一律に、要するに1人当たり10万円配ろうとか今言っている、政府が言っていますよね。そういうことを考えたときには、やっぱり事業者についてはある程度枠を設けないでしっかりと保証を貸し付けていくということ。貸付金である以上、利息は払わんでいいかもしれないけど、やっぱり返済しないといけないわけですよね。そういうことになってくると非常にやっぱり事業所としても、後に返済がつながってくると借りにくいんじゃないかなというふうにちょっと思ったりしないでもないわけです。ここでまた新たに借り入れがふえてしまって、なかなか大変な状況になるということが、私は事業所に売り上げが落ちた分を補償、補填しろとまではもう言わないまでも、言わないまでも、もう少なくともそういうことに関しては、もう少し町もやっぱり何らかのこれにプラスアルファで、何かひよっとしたらほかの補助制度ではないけどそういうのも一緒にかけて予算化したほうがよかったんじゃないかなというふうに思わないでもないもんだから、見たところによると貸し付けの利子補給だけというふうに書いてありますので、ちょっと商店街とかそういう商業者、57事業者からすれば、ちょっと残念な支給、残念なことなのかなというふうにちょっと思ったところがあるもんですから、だからできればその辺をもう少し詳しくやっぱり事業所に対しては説明をしていただきたいという思いがあるから質疑をしたわけです。

それから、先ほど福祉課の要するに積算根拠の中で、何時からやっても1日という単位でしていただけるということなんですけれども、だけどそれは日曜日も入っているんですか。18日間ということは計算したら、入っていない、入っている。（「入っていない」と呼ぶ者あり）入っていないでしょう。多分入っていないと思うんですよね。だけど、聞いたところによると、聞いたところによるとですよ、聞いたところによると、共働き家庭では結局平日になかなか子どもを預けられないとか預けても半日しか預けられないというときに、仕事を休んだと、その分を日曜日に埋め合わせて仕事に出ているんですよという方も何人かおられたんです。そういうこと考えたときにやっぱり事業所に対して日曜日も開所してほしいという要望がなかったのかどうかということ。事業所については今回非常に大変な思いをされた部分があるので、本当にこれで不足しないのかということが私の質疑の最大の理由なんです。

それと同時に、先ほど言ったけどちょっとお答えがなかったような気がするんですけれ

ども、保育環境で先ほど例えば放課後児童の対策ですよね、その部分において、分野において、例えば空気清浄機がいただきたいというようなことがあったりとか、例えば高鍋町独自で消毒液とか職員の分のマスク、支給に関してはもう素早い対応をしていたことがありますけれども、それに関してやっぱり要望があるんじゃないかなというふうな気がしたんです。大変な思いをされているということをお聞きしましたので、そこ辺のところはどういったところでこのお金の中に入っているのかなというのがちょっと気になりましたので、再度質疑をさせていただきました。

濟いません、その2つについてお答え願いたいと思います。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。

今回の、まずセーフティネット保証4号と危機関連保証、そしてセーフティネット保証5号でございます。こちらのほう、県の制度が導入されましてその制度を活用いただく事業者様に、またさらに私どもが支援をさせていただくというところで構えさせていただいたものでございまして、県の融資限度額はそれぞれ5,000万円というふうになっております。

そのうち、高鍋町といたしましては、緊急ということもございまして、運転資金に限りまして、その5,000万円の内1,000万円までの借りに関しまして利子補給をさせていただくと。3年間にわたって利子補給をさせていただくというところでこの制度をつくらせていただいたものでございます。

御案内の文書がその辺が読み解きづらくという御指摘ございましたので、もう少しこの辺は修正して、周知のときにはパンフレットを読みやすいものにさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（青木 善明） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 福祉課長。先ほどの児童クラブのことです。

確かに3月の2日以降、本来であれば放課後あたりからということで、それを早いところでは7時半から児童を受け入れているところなんですけれども、保護者等の方々から日曜日に開けてほしいといった御要望につきましては、福祉課のほう、私どものほうでは伺っておりません。

それから、対応等につきましても3月2日以降、毎日出席児童数を教えていただいたり、日によっては職員も巡回をしながら様子を見させていただいております。職員さん方のマスクにつきましては、やはり不足をしているというふうなことで、高鍋町の備蓄のマスクから必要なマスク数いただいて配付をさせております。そしてまた消毒剤につきましても同様で、配付をさせていただいているところでございます。状況数につきましても、通常大体登録児童数の6割から7割程度、2月であれば出席を、通所をさせていただいておりますが、3月以降では3割弱、平均しますと3割弱の子どもさんがお見えになっております。

いずれにしても、児童クラブを運営されているところにつきましては、いろいろ御苦労が多いんだろうというふうなことで、職員のほうもできる支援というのを一生懸命やらせていただいております。（「空気清浄機」と呼ぶ者あり）

空気清浄機ですね。空気清浄機につきましては、ほとんどの施設のほうには準備をされているようで、ちょっと待ってください。済いません。今回保育園等からにつきましては、空気清浄機につきましてはいただきたいという御要望は特に上がっておりません。（「議長、ちょっと休憩していただいているいいですか」と呼ぶ者あり）

○議長（青木 善明） 暫時休憩いたします。

午後 1 時46分休憩

午後 1 時47分再開

○議長（青木 善明） 再開いたします。福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 福祉課長。失礼いたしました。

こちら予算の計上をする前には全ての保育所等につきましては必要なものとかそういったものをお尋ねをしております。今回の補助関係が年度内に購入をしたものというふうになっておりまして、その中でそれまでに、年度内に購入予定して納品されるものについて、必要なものというふうなことでアンケートといいますか、調査を全ての施設のほうに行っておりまして、必要なもので上げていただいたのが今回計上させていただいておりますところというふうになります。

○11番（中村 末子君） だから保育園はわかったと言っとる。だけどこれは放課後対策事業には適用されるのか、されないのかということを知っているわけだから。

○議長（青木 善明） 補助対象施設ですね。

○福祉課長（中里 祐二君） はい。

○11番（中村 末子君） 対象施設として放課後対策事業の施設も入っているのかについて……。

○福祉課長（中里 祐二君） 失礼いたしました。先ほど申しましたように、「保育所等」という中には児童クラブは含まれておりません。

以上でございます。

○町長（黒木 敏之君） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。先ほどの中村議員からのお尋ねの中で1点お答えを忘れておりました。申しわけございません。

令和2年6月1日までの申請、そこで線引きをするのはちょっと早いんじゃないかというお尋ねが1点ございました。その点につきましては、今回の利子補給に関しましては要項を制定いたしまして、その中で運用してまいります。6月1日という日付は、国、県が一応6月1日までというふうになっておりましたのでそれにあわせて行ったものでございますけれども、今後のさらなる広がりとかを見せたものが経済活動に顕著にあらわれてく

るような場合には、柔軟に延長等考えていきたいというふうに考えております。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。これは質疑というよりもちょっと要望に近いので、議長、お許し願えれば。というのは、質疑と同時に今答弁があったからですよ。

○議長（青木 善明） 思いはだめですよ。

○11番（中村 末子君） いやいや、思いじゃないんですよ、私が言っているのは。先ほど、だから答弁がありましたよね。6月1日と。これからコロナがどうなっていく、動いていくかというのはわからないわけですね。だからそれに私は期限を設定する必要があるのかなというふうにちょっと思ったもんだから、さっきはそれを聞いたわけですよ。だけどそれについてはまた今答弁がありましたけれども、だからその流れによってまたこれは変えていくんだというふうで多分いいと思うんですよ。

だからそういうふうにしたときに、私が先ほど答弁をいただいている部分というのは、一つは借りたら必ず払わないといけないじゃないですかと私申し上げたと思うんですよ。そのために、ほかの政策というのはできなかったんでしょうかということをお願いしているわけです。それがほかの政策をしてくださいじゃなくて、ほかの政策は考えられなかったのかと。だから国では1人当たり10万円支給しようとかそういう案が上がってきていますけれども、例えば事業者に対して、売り上げがぐんと落ちたという人たちに、貸し付けでまた後でその分返してくださいねというのが本当に正しいのかどうかということ、県のほうとどういう協議をされるのか、私非常に気になる場所なんです。そうでないと、やっぱり事業者は借りたお金は返さなきゃいけないというところで、この利子補給をするにしても非常にちゅうちょされる部分があるんじゃないかなというふうに思うんです。だからそのところはどういうふうに捉えておられるのかということを知りたいわけですよ。そうでないと、コロナ対策での緊急対策というふうになれるのかどうかというところが非常に気になったんです。そこだけお答え願えれば私はありがたいと思うんです。

だから要望ではないんですけれども、どうなのかなということ。そこちゃんと聞いておかないと事業所の人たちに貸付金ができて、要するに金利を県と町ですることができたよと言ったにしても、借りたもんは返さなきゃいかなわというふうに言われてしまうとあと私も言葉が出せませんので、やはりそのところについて県と町がどういう考えを持っておられるのかということをお聞きしたい。こっちは聞いていかなわといけないんじゃないかなと思ったんです。よろしくお願いします。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 基本的に利子補給のみというふうで考えるべきだと思います。借り入れに関しては、例えば銀行等使って借り入れをしていただくということになっています。基本、経営は危機管理でして、いまだかつてただでお金を出すというのは、農業とかは助成は別ですけども、商工業で過去あったことはございません。やっぱり銀行と助け合いながら、当然借りたものは返すというのが基本的な経営のスタンスであり、危機管理が

経営でございますので、そういう流れの上で利子補給というのが今回設けられているふう
に捉えていただくのが正しいと思います。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第30号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定すること
に賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第30号令和元年度高鍋町
一般会計補正予算（第10号）は、原案のとおり可決されました。

追加1日程第2. 議案第31号

○議長（青木 善明） 追加1、日程第2、議案第31号令和元年度高鍋町後期高齢者医療
特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。議案第31号令和元年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補
正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ713万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額
をそれぞれ5億2,735万7,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金が不足すると見込まれる
ため増額するもので、財源といたしましては、保険料及び一般会計繰入金でございます。

以上、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木 善明） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。健康保険課長。

○健康保険課長（宮越 信義君） 健康保険課長。それでは、議案第31号令和元年度高鍋
町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、詳細説明を申し上げます。

歳出から御説明申し上げます。

補正予算書の8、9ページをお開きください。

後期高齢者医療広域連合納付金でございます。右側のページをごらんください。

まず、保険料負担金です。後期高齢者保険料につきましては、広域連合で賦課し、町が
徴収を行うもので、町で収納した保険料は広域連合の歳入として全額を納付しております。

また、当初予算は、広域連合が示した数値により編成しておりますが、最終的な収納額が当初予算額を上回る見込みのため、今回増額するものでございます。

次に、共通経費負担金です。後期高齢者医療広域連合の運営に係る負担金で、さきの補正で減額したところでございますが、再度精査をしましたところ不足することが判明したため、改めて増額をするものでございます。

続きまして、歳入でございます。

6、7ページをお開きください。

保険料、後期高齢者医療保険料、特別徴収保険料・普通徴収保険料、こちらにつきましては、収納見込みに合わせそれぞれ増減をするものでございます。

次に、繰入金、一般会計繰入金、共通経費負担繰入金は、歳出に合わせて一般会計からの繰り入れを増額するものでございます。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（青木 善明） 以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第31号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第31号令和元年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

追加1日程第3. 発議第1号

○議長（青木 善明） 追加1、日程第3、発議第1号防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策事業の期間延長を求める意見書を議題といたします。

趣旨の説明を求めます。5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番、松岡信博。それでは、意見書の提案理由を読み上げます。

発議第1号防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策事業の期間延長を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

提出者、高鍋町議会議員松岡信博。賛成者、高鍋町議会議員日高正則、杉尾浩一、黒木正建、黒木博行、春成勇。

防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策事業の期間延長を求める意見書。

近年、豪雨、高潮、暴風、波浪、地震など、気象の急激な変化に伴い、我が国土は頻発化・激震化する自然災害にさらされている。昨年10月に上陸した台風19号では、関東甲信地方を中心に記録的な大雨となり、各地で観測記録を塗り替える激しい雨が広範囲に降り続き、河川堤防の決壊や越水による氾濫など、極めて深刻な被害をもたらしたことは記憶に新しく、本県においても毎年のように発生する豪雨や河川氾濫、土砂災害などから、また、極めて大規模な被害が予想される南海トラフ巨大地震の発生から県民の生命や財産を最大限に守るために、高速道路のミッシングリンクの解消や4車線化などによる交通ネットワークの機能強化を初め、河川や海岸の堤防、港湾施設などの整備、さらに避難所の設置や避難路の確保など、社会資本の整備が急務であると考え。国においては、防災面あるいは国民経済、生活面を支える重要インフラ等の機能維持の観点から、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策として平成30年12月、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策が取りまとめられたところであるが、これからの対策を着実に進めるためには十分な予算と時間を確保する必要がある。

また、近年の激甚化する災害状況を鑑みたとき、防災・減災、国土強靱化は3か年緊急対策期間後も継続して取り組むべき事項であるとともに、さらなる対策の強化が求められる。よって、国におかれては、地方公共団体が緊急対策期間後も計画的に事業を推進することの必要性を踏まえ、防災・減災等の対策に必要となる予算・財源を安定的に確保し、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策事業の期間延長並びに緊急防災・減災事業債制度を恒久化、拡充されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月23日、宮崎県高鍋町議会。

提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、国土強靱化担当大臣、内閣府特命担当大臣（防災担当）。

以上であります。

○議長（青木 善明） 以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第1号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、発議第1号防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策事業の期間延長を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

追加1日程第4、発議第2号

○議長（青木 善明） 追加1、日程第4、発議第2号新型コロナウイルス感染症対策の強化等を求める意見書を議題といたします。

趣旨の説明を求めます。15番、緒方直樹議員。

○15番（緒方 直樹君） 15番。発議第2号新型コロナウイルス感染症対策の強化等を求める意見書。提出者、高鍋町議会議員緒方直樹。賛成者、同中村末子、古川誠、永友良和、後藤正弘、田中義基、八代輝幸、松岡信博、黒木博行、黒木正建、春成勇、日高正則、杉尾浩一、以上であります。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

読み上げます。

中華人民共和国湖北省武漢市から発生した新型コロナウイルスによる感染症は世界各地に拡大し、多くの感染者、死者を出している。我が国においても、複数地域での感染が発生しており、中には感染経路のはっきりしない患者も発生している状況である。学校は休業となり、共働きやひとり親家庭では子どもだけで過ごしたり、放課後対策で開いている事業所を頼っている状況である。

事態の収束が見えない中で、各種イベント中止や自治体が管理している各種施設の閉鎖に伴い、国民の不安は増大している。高鍋町では対策会議を開き、放課後対策事業所への消毒液、職員分のマスク配付など要望に応えたいが、備蓄数の減少により不安を抱えている。

よって、国においては新型コロナウイルスの感染拡大を防止し、国民の生活と健康を守るため、下記の事項に取り組みされるよう強く要望する。1、ワクチンの開発・製造を早急に進めるとともに、治療法を速やかに確立すること。また、マスク、防護具、検査キット等の医療物資が不足することのないよう国の責任において必要量の確保に努めること。2つ、キャンセルが相次ぐ観光関連産業、各種イベント中止などによる地域経済への影響を最小限にとどめ、農家、中小企業、小規模事業者などへの支援策、雇用対策の実施等適切な支援策を講じること。3、学校現場における休業等の影響を最小限にとどめるため、教育機関に対して適切な支援策を講じること。4、地方自治体が発行する新型コロナウイルス感染症対策への財政支援を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月23日、宮崎県高鍋町議会。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、内閣官房長官であります。

以上になります。

○議長（青木 善明） 以上で説明は終わりました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第2号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、発議第2号新型コロナウイルス感染症対策の強化等を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第24. 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について

○議長（青木 善明） 次に、日程第24、閉会中における議会広報編集特別委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

日程第25. 閉会中における議会運営委員会活動について

○議長（青木 善明） 次に、日程第25、閉会中における議会運営委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会運営委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

日程第26. 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

○議長（青木 善明） 次に、日程第26、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における各委員会、協議会等の諸活動並びに陳情等を認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における常任委員会活動及び陳情等の実施を認めることに決定いたしました。

○議長（青木 善明） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。これで令和2年第1回高鍋町議会定例会を閉会いたします。

午後2時10分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員